

## 武蔵野市建築物環境配慮指針

### 1 趣旨

この指針は、武蔵野市環境基本条例（平成 11 年 3 月武蔵野市条例第 9 号）第 2 条に規定する基本理念に基づき、環境への負荷の低減を図り、環境と共生する都市を構築するため、建築主が配慮すべき事項を定めるものとする。

### 2 対象

この指針の対象は、武蔵野市内で建築または増改築される建築物のうち、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 6 条の規定に基づく建築確認申請を必要とする建築物とする。なお、増改築に際し同第 6 条の規定に基づく建築確認申請を必要としない建築物についても、1 に掲げた趣旨を実現するために、本指針に準拠した建築物となるように努めるものとする。

### 3 環境配慮事項

環境配慮事項は次に掲げる事項とする。なお、当該環境配慮事項の他、本指針とは別に条例・規則等で環境配慮に関する規定がある場合は、その定めに従うものとする。

#### (1) 建築物躯体の断熱化

外壁・屋根・窓等からの熱損失を防止するため、断熱性の高い材料・構法、気密性の良い建具等を採用する。

#### (2) 自然採光、自然通風の利用

自然エネルギーの直接利用により環境への負荷を低減させるため、天窗（トップライト）、自然換気等の方式を採用する。

#### (3) 再生可能エネルギーの利用

自然エネルギーの変換利用により環境への負荷を低減させるため、太陽光発電、太陽熱温水器、地中熱利用等の方式を採用する。

#### (4) エネルギーの効率的利用

エネルギーの効率的な利用を促進するため、BEMS・HEMS、蓄電池等を採用する。

#### (5) 空調設備の省エネルギー化

空調設備の消費エネルギーを低減させるため、高効率空調機等を採用する。

#### (6) 照明設備の省エネルギー化

照明設備の消費エネルギーを低減させるため、高効率・調光型・昼光連動制御型の照明器具、人感センサー等を採用する。

#### (7) 給湯設備の省エネルギー化

給湯設備の消費エネルギーを低減させるため、高効率型給湯機、エネファーム等を採用する。

- (8) 節水型設備の採用  
水の使用量を削減するため、節水型便器・水栓、トイレ用擬音装置等を採用する。
- (9) エコマテリアルの利用  
使用する資材の製造・使用・廃棄時における環境負荷を低減させるため、再利用可能資材、再生資材、間伐材等を利用する。
- (10) ヒートアイランド対策  
都市域の気温上昇を防ぐため、保水性舗装や壁面・屋上緑化、ドライミスト等の方法を採用する。

#### 4 建築物環境配慮事項協議書

3に掲げた環境配慮事項の取組について協議するために、別途様式「建築物環境配慮事項協議書」を定める。

#### 付 則

この指針は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。